

6月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和2年6月25日(木) 午後3時00分～午後3時18分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(岡本 聡) 教育総務課長(太田英明)
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)
社 会 教 育 課 長(吉原 淳) スポーツ・文化課長(尾崎 修)
教育総務課長代理(木下靖義)
- 3 報 告 第 23 号 湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について
第 24 号 湖西市学校支援地域本部運営委員会委員の委嘱又は任命
について
第 25 号 湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員の委
嘱又は任命について
第 26 号 湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について
第 27 号 湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任
命について
第 28 号 湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について

午後 3 時00分開会

(渡辺教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和2年6月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長。

(教育総務課長) 5月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第17号「令和2年度湖西市一般会計補正予算(第4号)要求について」、6月16日開催の湖西市議会6月定例会において一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳入、170万2,000円、歳出、398万1,000円が要求どおり可決されたので、報告する。

以上。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

報告第23号「湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第23号「湖西地区教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」、湖西地区教科用図書選定委員会規約第3条の規定に基づき、下記の者を湖西地区教科用図書選定委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年6月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この委員会は、湖西地区教科書研究委員会の調査結果をもとに、湖西市内の中学校で使用する教科用図書の採択案を建議するために設置されたものである。委員は5名、任期は第1回委員会の日から3月31日までとなっている。令和2年度については、5名に委員を委嘱又は任命したので報告する。

なお、委員の互選により、西川睦弘氏が委員長に、山下宗茂(むねたか)氏が副委員長に選任されている。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第24号「湖西市学校支援地域本部運営委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第24号「湖西市学校支援地域本部運営委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市学校支援地域本部設置要綱(平成24年湖西市教育委員会告示第6号)第4条の規定により、下記の者を湖西市学校支援地域本部運営委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年6月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市学校支援地域本部設置要綱では、地域本部の活動を効果的に実施するため、運営委員会を置くこととされている。委員の任期は2年で教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。令和2年6月30日の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱又は任命するものであり、任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日までとするものである。委嘱又は任命する委員は9名で、うち4名が新任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第25号「湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第25号「湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会設置要綱(平成19年湖西市教育委員会告示第21号)第3条の規定により、下記の者を湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2

年6月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市放課後子どもプラン推進事業運営委員会設置要綱では、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の運営方法を検討するため運営委員会を置くこととなっている。委員の定数は15人以内、任期は2年で教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。令和2年6月30日の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱又は任命するものであり、任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日までとするものである。委嘱又は任命する委員は8名で、うち4名が新任である。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第26号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第26号「湖西市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年問題協議会条例（昭和37年湖西市条例第17号）第3条の規定により、下記の者を湖西市青少年問題協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年6月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市青少年問題協議会条例では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立並びに適正な実施を期するため、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、湖西市青少年問題協議会を置くこととされ、委員は25人以内、任期は2年で、市長が委嘱又は任命するとされている。令和元年6月1日に委嘱又は任命した委員のうち、5名の委員が変更となったので、新たに委嘱又は任命したものである。任期は委嘱の日から前任者の残任期間である令和3年5月31日までである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第27号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(社会教育課長) 報告第27号「湖西市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市青少年育成センター設置要綱（昭和47年湖西市教育委員会告示第1号）第5条及び第6条の規定により、下記の者を湖西市青少年育成センター運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年6月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

湖西市青少年育成センター設置要綱では、青少年の保護育成に係る機関及び団体が相互に連携協調して、青少年健全育成を図るため、湖西市青少年育成センターを設置し、その適正な運営を図るため、運営協議会を置くこととされており、委員は15人以内、任期は2年で、教育委員会が委嘱又は任命することとなっている。令和元年6月1日に委嘱又は任命した委員のうち、4名の委員が変更となったので、新たに委嘱又は任命したものである。任期は委嘱の日から前任者の残任期間である令和3年5月31日までである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第28号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(教育次長) 報告第28号「湖西市立図書館運営協議会委員の委嘱又は任命について」、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び湖西市立図書館条例（平成元年湖西市条例第13号）第14条の規定により、下記の者を湖西市立図書館運営協議会委員に委嘱

又は任命したので報告する。令和2年6月25日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱又は任命した委員は2名であり、任期は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの残任期間である。この協議会については、図書館法及び湖西市立図書館条例によって、図書館に図書館運営協議会を置くことされている。運営協議会は図書館の運営に関して、館長の諮問に応じたり、運営について意見を述べていただく機関である。運営協議会委員については条例第14条第3項の規程により、学校教育及び社会教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱又は任命するとされている。また条例第15条、16条のとおり委員の定数は10人以内、任期は2年で、補欠委員の任期は前任者の残任期間となっている。令和元年6月1日から2年の任期で8名の委員を委嘱又は任命したところであるが、令和2年度になって、学校教育の関係者と学識経験者としての図書館ボランティア代表の2人が変更となったので、2名を新たに委嘱又は任命したものである。新たな委員の任期は、前任委員の残任期間の令和2年6月1日から令和3年5月31日までである。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。
これにて、令和2年6月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時18分終了